

## 平成20年度高知県人事委員会業務の状況

## 目 次

1 職員の競争試験及び選考の状況	1 p
(1) 採用試験	1 p
(2) 採用選考	6 p
(3) 昇任試験	7 p
(4) 昇任選考	8 p
2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成20年10月14日）の骨子	9 p
3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	13 p
4 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況	14 p

## 1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条において任用の根本基準として「職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされている。このため、人事委員会は、職員採用上級試験等5種類の採用試験と、巡査部長昇任試験等3種類の昇任試験を実施している。

また、医師等の資格、免許を必要とする職及び研究職等の採用並びに一般職員等の昇任（警察官の昇任試験を除く。）については、選考によって行うことができるとしている。

なお、平成16年度から実施している、身体障害者を対象とした職員採用選考試験は平成20年度も実施した。

### (1) 採用試験

平成20年度の採用試験の実施状況は、次のア～ウの各表のとおりである。

各採用試験の受験者数は、上級試験859名（対前年63.0%の増）、中級試験114名（対前年54.1%の増）、初級試験181名（対前年0.5%の減）、警察官519名（対前年0.8%の減）となっており、上級試験及び中級試験が平成19年度を大きく上回った。

上級試験及び中級試験の受験者の数が大幅に増加しているのは、上級試験については、平成20年度から年齢の上限を34歳まで引き上げた試験区分「行政・TOSA」を新たに実施したことによるもの、中級試験は、近年採用試験を実施していなかった試験区分「歯科衛生士」を実施したことによるものと考えられる。

受験者の増加に向けて、引き続き新聞、ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ、携帯サイト（平成20年度作成））等マスメディアを活用した広報活動を積極的に行うとともに、地元大学等で開催される公務員就職希望者に対する説明会への職員の派遣などを通して、受験者の確保に努めていくことが必要である。

また、質の高い優秀な人材を確保するためには、魅力ある職場づくりも欠かすことができないことから、任命権者においては、人材の育成・活用、勤務環境の整備などに努めることが重要である。

## ア 試験の実施方法等

人事委員会が行う採用試験の種類及び試験の実施内容等は、次のとおりである。

試験の種類	試験の程度	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
上 級	大学卒業程度	教養試験 専門試験 (行政・TOSA以外) 論文試験 (行政・TOSAのみ)	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
中 級	短期大学卒業程度	教養試験 専門試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
初 級	高等学校卒業程度	教養試験 専門試験(技術のみ)	作文試験 集団面接 個別面接 適性検査 身体検査
警察官 A (男性・女性)	大学卒業程度	教養試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査
警察官 B (男性・女性)	高等学校卒業程度	実技試験 (警察官 A(武道 指導)のみ)	作文試験 集団面接 個別面接 適性検査 身体精密検査

- (注) 1. 警察官 A (男性) 及び B (男性) の第1次試験は、警視庁 (東京都) 及び大阪府警察本部と共同で実施している
2. 警察官の試験区分のうち A は大学卒業者、B はその他の者を対象とする (以下、各表について同じ)。

## イ 実施日程

平成 20 年度の採用試験は、次の日程により実施した。

試験の種類	試験公告	受付期間	第1次試験	第2次試験	合格発表
上 級	5月16日	5月19日 ～6月5日	6月29日	8月9日～ 8月17日	8月28日
中・初級	7月15日	8月15日 ～9月2日	9月21日 9月28日	10月26日～ 10月31日	11月19日
警察官 A (男性・女性)	4月18日	4月21日 ～6月5日	7月13日	7月31日～ 8月7日	8月21日
警察官 B (男性・女性)	7月15日	8月15日 ～9月2日	10月19日	11月13日～ 11月17日	12月4日

ウ 採用試験の実施状況

平成20年度の採用試験の実施状況は、次のとおりである。

(ア) 上級試験

(単位 人)

試験区分		申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (21.4.1現在)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
事務職種	行政	234	176	410	162	126	288	12	8	20	—	8	4	12
		10	24	34	9	17	26							
	警察事務	11	21	32	9	17	26	1	1	2	—	0	1	1
		93	81	174	67	56	123							
	県立学校事務	4	12	16	4	7	11	0	1	1	—	0	1	1
		96	89	185	64	67	131							
	県立病院事務	1	6	7	1	3	4	0	0	0	—	0	0	0
14		13	27	11	8	19								
小計	250	215	465	176	153	329	13	10	23	14.3	8	6	14	
行政・TOSA		236	140	376	180	108	288	4	1	5	57.6	4	1	5
土木		49	7	56	40	5	45	8	0	8	5.6	7	0	7
建築		14	7	21	13	5	18	1	2	3	6.0	1	2	3
農業		28	16	44	23	15	38	1	7	8	4.8	1	5	6
林業		12	5	17	10	4	14	2	0	2	7.0	1	0	1
水産		10	2	12	10	2	12	2	0	2	6.0	2	0	2
化学		14	6	20	10	5	15	1	0	1	15.0	1	0	1
薬剤師		6	14	20	6	12	18	2	4	6	3.0	0	2	2
電気		9	0	9	7	0	7	3	0	3	2.3	3	0	3
少年補導職員		5	12	17	4	10	14	0	3	3	4.7	0	2	2
保健師		0	20	20	0	15	15	0	2	2	7.5	0	2	2
薬剤師(県立病院)		2	6	8	1	4	5	1	2	3	1.7	0	1	1
社会福祉		6	27	33	5	25	30	0	3	3	10.0	0	3	3
医療ソーシャルワーカー(県立病院)		3	11	14	3	8	11	0	1	1	11.0	0	1	1
合計		644	488	1,132	488	371	859	38	35	73	11.8	28	25	53

(注) 事務職種の各試験区分の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

## (イ) 中級試験

(単位 人)

試験区分	申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (21.4.1現在)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
司書	12	24	36	11	21	32	1	0	1	32.0	1	0	1
看護師	6	31	37	5	30	35	1	19	20	1.8	1	19	20
歯科衛生士	0	50	50	0	45	45	0	1	1	45.0	0	1	1
診療放射線技師(県立病院)	2	0	2	2	0	2	0	0	0	—	0	0	0
合計	20	105	125	18	96	114	2	20	22	5.2	2	20	22

## (ウ) 初級試験

(単位 人)

試験区分	申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (21.4.1現在)			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	
事務職種	一般事務	67	43	110	57	34	91	7	3	10	—	5	2	7
		19	39	58	17	38	55							
	警察事務	5	18	23	5	18	23	1	2	3	—	1	2	3
		18	14	32	16	13	29							
	小中学校事務	19	31	50	16	29	45	3	9	12	—	2	8	10
		40	35	75	36	27	63							
	県立学校事務	2	3	5	2	3	5	1	0	1	—	1	0	1
		8	3	11	5	3	8							
	県立病院事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0
		4	2	6	2	1	3							
	小計	93	95	188	80	84	164	12	14	26	6.3	9	12	21
	土木	6	1	7	5	1	6	1	1	2	3.0	1	1	2
	装備(警察)	12	0	12	11	0	11	1	0	1	11.0	1	0	1
	合計	111	96	207	96	85	181	14	15	29	6.2	11	13	24

(注) 事務職種の各試験区分の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

## (エ) 警察官

## a 高知県志望者

(単位 人)

試験区分		区分		受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (H21.4.1現在)
		男性	女性				
A	男性	258	46	5.6	39		
	女性	39	3	13.0	3		
B	男性	194	20	9.7	15		
	女性	28	2	14.0	2		
合計		519	71	7.3	59		

## b 他団体志望者 (共同実施分)

(単位 人)

志望団体	区分	採用予定者数	受験者数			合格者数
			第1志望	第2志望	合計	
東京	A	3	5	34	39	1
	B	2	0	24	24	3
大阪	A	3	0	54	54	7
	B	2	0	66	66	8
合計		10	5	178	183	19

## エ 試験成績の開示請求の状況

(単位 人、%)

試験区分	第1次試験			第2次試験		
	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率
上級	726	43	5.9%	202	59	29.2%
中級	75	2	2.7%	39	9	23.1%
初級	104	3	2.9%	77	15	19.5%
警察官	314	16	5.1%	205	40	19.5%
計	1,219	64	5.3%	523	123	23.5%

(注) 第1次試験の人数には、第2次試験受験者で最終合格決定日までに辞退した人を含む。

(2) 採用選考

次に掲げる場合の採用は、選考によって行っており、平成20年度の採用選考の実施状況は、下記の各表のとおりである。

- ・ 4等級（係長級）以上の職へ採用する場合
- ・ 技能職へ採用する場合
- ・ 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ かつて職員であった者をその者の任用されていた職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 現に国等の職員である者を当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は順位の判定が困難な職に採用する場合
- ・ 前各号のほか、人事委員会が競争試験によることが不適當であると認める場合

ア 一般職員

(身体障害者を対象とした採用選考試験による採用については、ウで別途計上)

(単位 人)

職種		職の等級				
		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5～7 等級
事 務 系	一般事務	1		5	26(15)	9(1)
	管理主事等		4	11	2	
	計	1	4	16	28(15)	9(1)
技 術 系	医師		2	2	5	
	獣医師					4
	土木		2	1	1	
術 系	林業					
	建築					
	情報管理		2		1	
系	職業訓練指導員					1
	研究員					
	その他			3	4(2)	8
計			6	6	11(2)	13
合 計		1	10	22	39(17)	22(1)
任命権者委任分(医師)						4

- (注) 1. 各欄の ( ) は、技能職員転職試験による転職者の数を内数で計上した。  
 2. 医師の5～7等級への採用については、任命権者に選考を委任していることから、人事委員会の実施した選考分と区別し、「任命権者委任分(医師)」として個別計上した。



イ 警察官

(単位 人)

職種	階級	警部以上	警部補	巡査部長	巡査
	警察官		8	0	0

ウ 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として採用選考試験を行った。その実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

試験区分	区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (21.4.1現在)
一般事務 (初級試験相当)		16	2	—	2
		2			
小中学校事務 (初級試験相当)		4	3	—	3
		14			
合計		20	5	4.0	5

(注) 一般事務及び小中学校事務の受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(3) 昇任試験

昇任試験は、警察官についてのみ行っており、巡査部長、警部補、警部の各階級について実施している。

合否は、筆記試験、口述試験及び術科試験の結果並びに勤務成績等の評定結果に基づき、決定している。

平成20年度の警察官の昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

職種	区分	受験者数	合格者数	倍率
	警部	一般試験	82	12
専門試験		19	2	9.5
警部補	一般試験	137	18	7.6
	専門試験	48	2	24.0
巡査部長	一般試験	299	29	10.3
	専門試験	40	2	20.0
合計	一般試験	518	59	8.8
	専門試験	107	6	17.8

(4) 昇任選考

職員の任用に関する規則第6条に定める職への昇任及び警察官の任用に関する規則第9条に規定する場合の昇任は、それぞれ選考により行っている。

平成20年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

ア 一般職員

(単位 人)

職種	職の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	事務		17	27	30
技術		4	29	12	39
合計		21	56	42	95

(注) 5等級及び6等級への昇任については、任命権者に選考を委任している。

イ 警察官

(単位 人)

職種	階級	警視	警部	警部補	巡查部長
	警察官		16 (3)	27 (24)	20 (15)

(注) ( ) 内は退職時昇任の数を再掲している。

## 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

職員の給与等に関する報告及び勧告（平成20年10月14日）の骨子

### ◎ 勧告等のポイント

- (1) 国家公務員の俸給表の構造との均衡も考慮して、民間との較差を踏まえた給料表（給料月額）の改定
- (2) 医師、歯科医師及び獣医師の初任給調整手当の引上げ
- (3) 小・中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の職務の級の 신설
- (4) 期末手当・勤勉手当は、民間の特別給の支給割合と職員の支給月数が、おおむね均衡していることから、改定なし

### 1 民間給与との比較

県内98事業所の3,786人の個人別給与を实地調査（調査完了率 93.3%）

【月例給】 職員と民間従業員の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレス方式）

#### ○ 民間との較差

民間給与 (A)	職員の給与 (B) (平均年齢 44歳6月)		較差 (A) - (B) ((A) - (B) ÷ (B) × 100)
375,269円	減額措置前	374,701円	568円 (0.15%)
	減額措置後	364,120円	11,149円 (3.06%)

(注) 特例条例による減額措置（いわゆる給与カット）

高知県職員の給与は、平成21年3月31日まで減額措置がされている。

ア 給料の月額

一般職員 2%～3%

管理職 5%

イ 管理職手当 10%

【ボーナス】 昨年秋から本年夏までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

	高知県		国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
平成19年	4.43月	4.45月	4.51月	4.50月
平成20年	4.43月	4.45月	4.50月	4.50月

## 2 改定の内容

### (1) 給料表

- ① 現行の給料表の給料月額を基礎として、民間との較差を踏まえた改定

民間との較差がわずかであり、世代間あるいは級号給間の配分にメリハリを付けることが難しいこと、国家公務員の俸給表の構造との均衡も考慮する必要があることなどから、現行の給料表の給料月額に、民間との較差に見合う額を均等に加算する方法で改定

ア 行政職給料表の改定状況

改定額 現行の給料表の給料月額に 500 円を加算

初任給 上級 172,200 円 → 172,700 円

中級 152,800 円 → 153,300 円

初級 140,100 円 → 140,600 円

イ その他の給料表

行政職給料表との均衡を考慮して改定

② 小・中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表に新たな級（特2級）の新設

新設が予定されている主幹教諭及び指導教諭の職務の級として、給料表の2級（教諭）と3級（教頭）の間に特2級を新設

(2) 諸手当

国家公務員の改定に準じて改定（①のイ、ウは独自改定）

① 初任給調整手当の支給限度額

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師等 306,900 円 → 410,900 円

イ 医療職給料表(1)以外の適用を受ける医師等 50,000 円 → 66,900 円

ウ 獣医師 10,000 円 → 30,000 円

② 地域手当（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

ア 東京都特別区（東京事務所） 16% → 17%

イ 大阪市（大阪事務所） 13% → 14%

ウ 医師 13% → 14%

(3) 実施時期

(1)の① 平成20年4月1日

(1)の②及び(2) 平成21年4月1日

3 勧告に基づく職員給与の試算（行政職 平均年齢44歳6月）

(1) 改定額（率）

区分	給料の月額	諸手当	計（給与）
平成20年4月	354,437 円	20,264 円	374,701 円
改定額（率）	219 円	1 円	220 円 (0.06%)
		内訳 はね返り分 1 円	
改定後の額	354,656 円	20,265 円	374,921 円

(2) 平均年間給与額

	勧告前 (A)	勧告後 (B)	(B) - (A)
平成19年	6,307,529 円	6,314,791 円	7,262 円
平成20年	6,264,223 円	6,267,891 円	3,668 円

#### 4 報告の内容

##### (1) 給与に関する事項

###### ① 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合と職員の支給月数が、昨年と同様におおむね均衡していることから、支給月数の改定を行わないことが適当

###### ② 住居手当・単身赴任手当

住居手当については、人事院が自宅に係る手当の廃止や借家・借間に係る手当の在り方について検討を進めるとしており、その動向を注視  
また、改善を検討するとされた単身赴任手当についても、その動向を注視

##### (2) 公務運営に関する事項

###### ① 人事評価制度

本県の人事評価制度をより実効性のあるものとしていくために、また、その前提として評価の客観性や安定性をより高めるために、国における取組なども参考としながら、更に研究を重ねて充実を図ることが必要

###### ② 所定勤務時間の短縮

行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないことを基本として、より一層業務の簡素・合理化及び効率化を進めるとともに、勤務体制の見直し等の措置を講じ、その上で、国及び他の都道府県の動向に留意しながら、できるだけ速やかに勤務時間を見直すことが適当

###### ③ 総実勤務時間の短縮

###### ア 時間外勤務の縮減

事前命令の徹底など適切な勤務時間管理に努めるとともに、時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、職場全体で縮減に取り組むことが重要

###### イ 年次有給休暇の取得促進

管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要

###### ④ 健康管理

引き続き、職員の健康管理に関する取組を推進するとともに、有効なメンタルヘルス対策に取り組むことが必要

###### ⑤ 職業生活と家庭生活の両立

育児のための短縮時間勤務の制度の導入及び育児休業等を取得しやすい環境を整備するための必要な措置について、引き続き検討を進めるとともに、男性職員の育児参加を促進することが必要

###### ⑥ 良好な勤務環境の確保

職員が相互に人格を尊重し合うことによって、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの生じない、風通しが良く、働きやすい環境が確保されるよう、引き続き職員の意識向上に取り組んでいくことが必要

###### ⑦ 公務員倫理

職員の意識改革を徹底するとともに、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての使命を改めて自覚し、公正な職務の執行に精励することが必要

⑧ 人材の育成と活用

先を見据えた計画性のある採用を進めるとともに、職員の資質・能力の向上と適材適所の人材登用に、より努めることが必要

### 3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる。人事委員会は、措置要求がなされたときは審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて自らこれを実行し、又は当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うこととされている。

平成20年度における措置要求とその処理状況は、次のとおりである。

#### 措置の要求件数及び処理状況

##### (1) 一般事案

###### ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0

###### イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0

##### (2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
1,101(1)	0	1,101(1)	0	0	0	0	0	0	0	1,101(1)

※ 係属数は、昭和43年の1,101件(1事案)の大量事案である。

#### 4 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況

職員が任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたと思うときは、地方公務員法第49条の2の規定により人事委員会に対して不服申立てをすることができる。

人事委員会はその不服申立てを受理したときは、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要かつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされている。

平成20年度における不服申立てとその処理状況は、次のとおりである。

##### 不服申立て件数及び処理状況

##### (1) 一般事案

##### ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
5	1	6	0回	7回	7回	0	0	0	1	0	0	1	5

※ 係属数には、昭和41年以前の3件を含む。

##### イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
2	2	4	0回	1回	1回	0	1	0	1	0	0	2	2

##### (2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
6,113(16)	0	6,113(16)	2回	0回	2回	0	0	0	0	0	0	0	6,113(16)

※ 係属数には、昭和60年以前の5,283件(15事案)の大量事案を含む。